

**税金**は医療や福祉、教育の充実、道路整備など、わたしたちの暮らしを支え豊かにする町の大切な財源です。本年度の町税の納期限は次のとおりです。納期限までに忘れず納税してください。

【軽自動車税】	【固定資産税】	【町県民税】	【国民健康保険税】
全期 ▶ 6月1日(月)	1期 ▶ 6月1日(月)	1期 ▶ 6月30日(火)	1期 ▶ 7月31日(金)
	2期 ▶ 7月31日(金)	2期 ▶ 8月31日(月)	2期 ▶ 8月31日(月)
	3期 ▶ 9月30日(木)	3期 ▶ 11月2日(月)	3期 ▶ 9月30日(水)
	4期 ▶ 12月25日(金)	4期 ▶ 2月1日(月)	4期 ▶ 11月2日(月)
			5期 ▶ 11月30日(月)
			6期 ▶ 12月25日(金)
			7期 ▶ 2月1日(月)
			8期 ▶ 3月1日(月)

※納付書は6月上旬発送 ※納付書は7月上旬発送



### Information

- ▶ 今年度から発送する納税通知書等は全国統一様式を使用することとなり、昨年度までと比べ大変見づらくなっていますので、ご了承ください。
- ▶ 軽自動車税を口座振替で納税されているかたは、軽自動車検査協会で納税確認ができるようになったため、今年度より領収書兼納税証明書(継続検査用)の発送は行いません。

## 滞納者を厳しく処分

**滞納**は、滞納者にとって延滞金や督促手数料、滞納処分といった不利益の元ですが、町にとってもその整理に多くの費用がかかります。この費用は、貴重な町税などの収入で補われており、滞納者が納期限を守って納税していれば、費やさなくて済むものです。経費削減のためにも、納期限内納付にご協力ください。なお、納税が困難な場合は、本庁税務課で納税相談を行っています。

- ▶ 町県民税(普通徴収/特別徴収) ▶ 法人町民税 ▶ 軽自動車税 ▶ 固定資産税 ▶ 国民健康保険税 ▶ 入湯税 ▶ 町たばこ税の滞納に対し、次のように厳しく滞納処分を行っています。

### 1 滞納すると… 高率の延滞金が加算されます

- ▶ 納期限の翌日から納税の日までの日数に応じ、条例で定める割合で計算した額の延滞金が加算されます。なお、延滞金がかかる場合は、完納後に延滞金の納付書が届きます。
- ▶ 延滞金の計算方法については、町HPで確認するか、税務課収納対策係へお問い合わせください。

### 2 納期限を過ぎて未納があると… 督促状が届きます

- ▶ 法律により督促状を送付
- ▶ 納期限を20日過ぎても完納しない場合、法律により督促状が送付されます。
- ▶ ※納期限までに完納すれば督促状は届きません。

### 3 滞納が続くと… 財産が差し押さえられます

- ▶ 給与・預金・動産・不動産などを差し押さえ
- ▶ 督促状発送後10日経っても完納しないとき、法律により、徴税吏員は時前の通告なしで滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされています。督促状が届いたらすみやかに納税されることをお勧めします。病気や失業など、やむを得ない事情がある場合は、税務課収納対策係にご相談ください。

役場税務課収納対策係 ☎22-3517

## 後期高齢者医療制度にご加入の皆さまへ

令和8年度の…

# 保険料額 について!

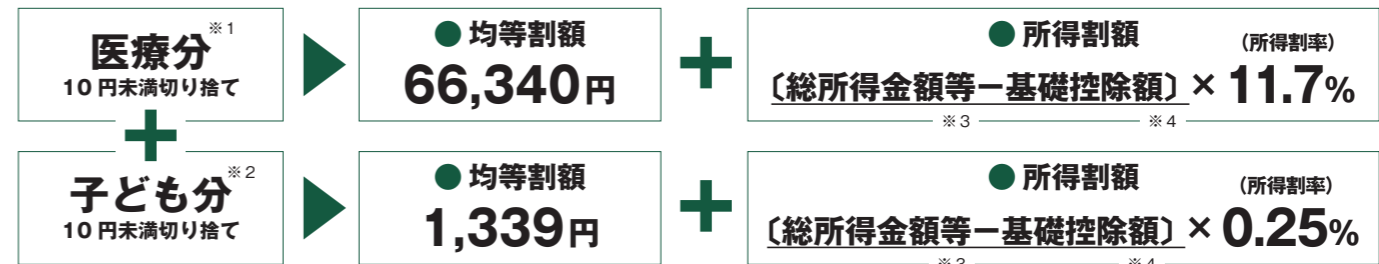
子ども・子育て支援施策に安定した財源を確保するため、「後期高齢者医療制度」を含むすべての医療保険者に「子ども・子育て支援納付金分」(以下、「子ども分」)の納付が義務付けられました。このページでは、令和8年度後期高齢者医療保険料の決定方法や軽減措置についてご紹介します。保険料額は、7月に送付予定の「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認ください。

役場 保険健康課 ☎0947-22-7763 / 後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092-651-3111

### 令和8年度 保険料額の決定方法

令和8年度 保険料額【年額】

**今** 年度から保険料の年額は、従来の医療保険料分(以降、「医療分」と「子ども分」)の合計になります。「医療分」、「子ども分」の額はそれぞれ、被保険者全員に均等に納めていただく「均等割額」と、所得に応じて納めていただく「所得割額」の合計になります。



※1:「医療分」の賦課限度額は85万円。/ ※2:「子ども分」の賦課限度額は2.1万円。  
 ※3:「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額。また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。  
 ※4:「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

### 令和8年度の保険料軽減

**世帯**の所得状況に応じ、均等割額(医療分66,340円、子ども分1,339円)を軽減します。今年度は、均等割額(医療分)の7割軽減(本則)が特例により7.2割軽減になります。ただし、同一世帯内の被保険者及び世帯主に所得が不明な方がいる場合、軽減されません。

対象者の所得要件 <sup>※5</sup> 同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額 <sup>※6</sup>	軽減割合 (同軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和8年度
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下 <sup>※7</sup>	7割	7.2割 ▶医療分18,575円 ▶子ども分401円
43万円(基礎控除額)+31万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)以下 <sup>※7</sup>	5割	5割 ▶医療分33,170円 ▶子ども分669円
43万円(基礎控除額)+57万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)以下 <sup>※7</sup>	2割	2割 ▶医療分53,072円 ▶子ども分1,071円

※5:4/1時点(年度途中で75歳になるかた、県外からの転入者、障害認定による加入者等はその時点)の世帯が基準。  
 ※6:「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上のかたの公的年金については、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(最大)15万円」となります。また、事業専従者控除、分離課税所得の特別控除は適用されません。  
 ※7:下線部計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金に係る所得を有する場合に適用。また、「給与所得者等の数」を算定する際は、給与所得控除を65万円ではなく55万円が算定。